

2023年12月29日

各位

会社名 大友ロジスティクスサービス株式会社
(コード番号 9149 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 松村 豊人
問い合わせ先 執行役員経理部長 松島 義之
電話番号 03-5245-3001
URL <https://www.otomo-logi.co.jp>

監査役会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年1月30日開催予定の第61回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における承認を前提として、現在の「監査役設置会社」から「監査役会設置会社」へ移行することを決議するとともに、本定時株主総会において定款の一部変更を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査役会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

1. 監査役会設置会社への移行

(1) 移行の理由

当社は、2022年10月期定時株主総会にて承認をした計算書類における負債の額が200億円を超えておりましたので、会社法第2条第6号ロにおける大会社に該当し、同法第328条第1項の規定に従い監査役会等の設置が必要であることが判明いたしました。

しかし、現在、当社には監査役会が設置されておらず、監査役には社外監査役が2名就任しているのみである状況に鑑み、当社顧問弁護士及び担当J-Adviserと協議を行った結果、会社法第328条第1項に従い、監査役会を設置し、同法第390条第3項に従い、常勤監査役1名を選任することが適切であると判断いたしました。

2023年10月期の計算書類につきましては、監査役会未設置並びに社外監査役2名のみである旨を本定時株主総会で説明することを前提に、本定時株主総会にて承認をいたします。

また、速やかに、2023年10月期における過去の監査役監査業務の相当性に関する検証を監査役会にて行う予定であります。

(2) 移行の時期

2024年1月30日開催予定の本定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認を頂き、同日付で監査役会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①監査役会設置会社へ移行するために必要な監査役会に関する規定を新設するものです。

②上記規定の新設に伴い、条数を変更するものです。

(2) 変更内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年1月30日(火)	予定
定款変更の効力発生日	2024年1月30日(火)	予定

以 上

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 （機関）</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会 （2）監査役 （新設） <u>（3）会計監査人</u></p> <p>第5章 監査役 第31条～33条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第34条～第35条（条文省略）</p> <p>第6章 会計監査人 <u>第36条～第38条</u>（条文省略） 第7章 計算</p>	<p>第1章 総則 （機関）</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会 （2）監査役 <u>（3）監査役会</u> <u>（4）会計監査人</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> 第31条～33条（現行どおり） （常勤監査役）</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>（2）監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>（監査役会の決議方法）</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>（監査役会の議事録）</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>（監査役会規程）</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p><u>第39条～第40条</u>（現行どおり）</p> <p>第6章 会計監査人 <u>第41条～第43条</u>（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<u>第39条</u> ～ <u>第42条</u> (条文省略)	第7章 計算 <u>第44条</u> ～ <u>第47条</u> (現行どおり)